

おかやま知的障害児者生活サポート協会運営規程

【目的】

第1条 この規程は、おかやま知的障害児者生活サポート協会（以下「当会」という）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

【入会及び年間掛金】

第2条 当会に入会しようとするものは、所定の加入依頼書を3月中の別に定める期日までに所属する支部を経由して事務局に提出することで、翌年度の4月1日から会員となる。年間掛金の納入は原則として口座引落としによるものとし、継続の場合は翌年度以降も同様の扱いとする。

2 年度途中の入会は、毎月20日までに所定の加入依頼書を所属する支部を経由して事務局に提出し、年間掛金の納入を完了した場合に翌月1日から会員となる。

3 当会規約第5条に基づく年間掛金は、生活サポート総合補償制度のプランに応じ3種(プランA・プランB・プランC)とし、各加入月の金額等は次のとおりとする。

加入月	プランA			プランB			プランC		
	年間掛金	制度運営費	保険料	年間掛金	制度運営費	保険料	年間掛金	制度運営費	保険料
4月	19,500	2,500	17,000	25,200	2,480	22,720	22,000	2,490	19,510
5月	17,400	2,340	15,060	22,490	2,330	20,160	19,810	2,330	17,480
6月	15,900	2,190	13,710	20,520	2,170	18,350	18,080	2,180	15,900
7月	14,360	2,030	12,330	18,530	2,020	16,510	16,330	2,020	14,310
8月	12,830	1,880	10,950	16,510	1,860	14,650	14,580	1,870	12,710
9月	11,310	1,720	9,590	14,530	1,710	12,820	12,840	1,710	11,130
10月	9,800	1,560	8,240	12,560	1,550	11,010	11,100	1,560	9,540
11月	8,270	1,410	6,860	10,570	1,400	9,170	9,350	1,400	7,950
12月	6,730	1,250	5,480	8,580	1,240	7,340	7,610	1,250	6,360
1月	5,220	1,100	4,120	6,610	1,090	5,520	5,870	1,090	4,780
2月	3,690	940	2,750	4,590	930	3,660	4,100	930	3,170

(単位：円)

【会員の資格】

第3条 当会規約の第6条の会員の加入資格は、一般社団法人岡山県手をつなぐ育成会に団体加入する「地域親の会」と「施設親の会」の構成員並びに個人会員とする。

【会員資格の喪失】

第4条 会員は、退会の意思を所定の書面にて、所属する支部を経由して事務局に提出し、会員の資格を失う。

2 上記に定めることのほか、次の場合は会員の資格を失う。この場合も、所定の書面の提出が必要となることがある。

- (1) 障害のある人が死亡したとき
- (2) 本規程第3条に抵触していることが判明したとき
- (3) 指定期日までに年間掛金の納入がなかったとき

【一般社団法人全国知的障害児者生活サポート協会】

第5条 当会規約の第3条により一般社団法人全国知的障害児者生活サポート協会へ入会する。その会費等について、入会金（初年度のみ）300円、年会費200円（又は100円）が必要になるが、当会の経費として支出する。

2 会員は、病気・事故等に遭遇した場合は、AIG損害保険株式会社「生活サポート総合補償制度」の約款に基づき補償を受けられる。

3 保険料は、見直しにより変更される場合がある。

【支部報奨費】

第6条 支部への報奨費として、会員1名あたり300円を年1回支給する。

【規程の変更】

第7条 この規程は、理事会において理事総数の3分の2以上の同意を得なければ変更することができない。

附 則

1 この規程は、令和3年7月19日から施行する。